

応急手当奨励制度をご存知ですか？

東京消防庁では、事業所や商店街、地域等の救命講習の受講に対する積極的な取り組みを奨励しています。

応急手当奨励制度とは

応急手当の普及に関し一定の要件を満たす事業所等へ、消防署長が救命講習受講優良証・優良マークを交付し、応急手当奨励事業所として東京消防庁のホームページで公表をしています。令和5年1月1日現在、1,441事業所等に対して交付しており、従業員等が行った応急手当の実施により、傷病者が救命された事例も多く報告されています。



奨励事業所等の
公表



交付要件

●+（1または2）が交付要件となります。

- 事業所や商店街、地域等で、救命講習の普及を推進する応急手当普及員などが養成され、救命講習の普及に活用されていること。

※応急手当普及員または応急手当指導員。以下「事業所普及員」とする。

- 1 総数（従業員数等）の30%以上が、有効期限内にある救命講習修了者であること。
- 2 救急部長が救命講習の実施状況や応急救護体制の整備状況から総合的に判断して優良と認める場合。

救命講習を事業所主体で開催可能

- 応急手当奨励事業所の事業所普及員が、自ら従業員に対して東京消防庁の救命講習を開催できるようになりました。
- 講習で使用する資器材（訓練用人形・訓練用AED等）を無償で貸し出します。※貸出条件あり
- 事業所普及員は、一定の指導実績により再講習が免除になります。

